

問い合わせ先  
第四管区海上保安本部  
警備救難部 刑事課長 内山  
Tel 052-661-1611(内線3170)

平成25年1月24日

## 平成24年の海上犯罪の状況（速報）

平成24年の第四管区海上保安本部管内における海上犯罪送致件数は、460件で前年より90件減少しました。

最も送致件数が多かったのは、漁業関係法令違反の196件で送致件数全体の約43パーセントを占め、海事関係法令違反の171件（約37パーセント）が続いています。

### 1 内訳

刑法犯 39 件（前年 58 件：▲19）

【例】海難に伴う業務上過失往来妨害及び業務上過失致死傷 33件（前年 44件▲11）

人身事故に伴う業務上過失致死傷 5件（前年 11件▲6）

海事関係法令違反 171 件（前年163件：+8）

【例】法定検査（定期・中間）不受検運航（船舶安全法違反） 31件（前年 29件+2）

法定職員の定数違反（船舶自職員及び小型船舶操縦者法違反） 21件（前年 16件+5）

漁業関係法令違反 196 件（前年 276 件：▲80）

【例】遊漁者等の漁具、漁法の制限違反（愛知・三重県漁業調整規則違反） 101件（前年 141件▲40）

漁業権侵害（漁業法違反） 61件（前年 95件▲34）

海上環境関係法令違反 36 件（前年 46 件：▲10）

【例】廃棄物の不法投棄（廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反） 15件（前年 24件▲9）

船舶の海洋投棄（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反） 15件（前年 14件+1）

出入国関係法令違反 0 件（前年 0 件）

銃器・薬物関係法令違反 0 件（前年 0 件）

その他法令違反

18件（前年 7件：+11）

【例】利用者名簿の不備置き等（遊漁船業の適正化に関する法律）5件

無線局の不法開設（電波法違反）3件

## 2 傾向

海事関係法令違反にあつては、例年違反者が多いゴールデンウィーク及び夏季にプレジャーボートを対象とした集中取締りを実施したことにより、微増ながらも小型船舶にかかる船舶検査不受検や無免許運航が増加傾向へと転じています。

漁業関係法令違反は平成23年に比べ80件と大幅に減少しています。

これは、昨年の取締りの成果により、遊漁者等に対して貝類違法採捕にかかる違法性が周知徹底されたことによるものと思料されます。

また、海上環境関係法令違反に関して、違法排水排出にかかる水質汚濁防止法違反により、大手鉄鋼関連企業を検挙したことは、臨海部の事業所に対して、適正なる工場排水の排出につき警鐘を鳴らすとともに、地域に多大な社会的反響を与えたものと思料されます。

